

福県医発第 0367 号 (地)
平成 23 年 5 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護事業の
人員等に関する基準の施行について

被災地における訪問看護の提供については、別紙の厚生労働省事務連絡においては、既存の事業所を拠点とし、当該事業所に看護師を派遣することで、事業所規模の拡大を図る等により必要なサービスを確保することが重要であるとされております。

しかしながら、今回の震災においては、被災状況が地域により異なることから、サービスの柔軟な提供を可能とするため、①他の介護サービスと同様、既存の事業所の人員基準について柔軟な取扱いを可能にすること、②サテライト事業所の活用、③サービスの確保が著しく困難である離島その他一部の地域（以下、特例居宅介護サービス費対象地域）における人員基準を満たさない場合のサービス提供等を可能としているところであります。本来であればこのような取扱いによりサービスを提供すべきであります。今般の震災によって新たにサテライト事業所の設立が困難であり、かつ特例居宅介護サービス費対象地域に該当しない地域である場合の特例的な取扱いとして、特例省令を制定し、本年 4 月 22 日付けで施行されることとなりました。

当該省令の内容といたしましては、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）内に所在する基準該当サービス等の訪問看護のサービス事業所ごとに置くべき保健師、看護師または准看護師の員数は、常勤で 1 名以上とし、当該措置は平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間、適用される旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、本件につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会の報告において、当該措置は東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきであるとされていることを申し添えます。

(介 17)

平成 23 年 4 月 28 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護事業の
人員等に関する基準の施行について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営並びに東日本大震災に係る各種対応等に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、被災地における訪問看護の提供については、添付の厚生労働省事務連絡においては、既存の事業所を拠点とし、当該事業所に看護師を派遣することで、事業所規模の拡大を図る等により必要なサービスを確保することが重要であるとされております。

しかしながら、今回の震災においては、被災状況が地域により異なることから、サービスの柔軟な提供を可能とするため、①他の介護サービスと同様、既存の事業所の人員基準について柔軟な取扱いを可能にすること、②サテライト事業所の活用、③サービスの確保が著しく困難である離島その他一部の地域（以下、特例居宅介護サービス費対象地域）における人員基準を満たさない場合のサービス提供等を可能としているところであります。本来であればこのような取扱いによりサービスを提供すべきであります。今般の震災によって新たにサテライト事業所の設立が困難であり、かつ特例居宅介護サービス費対象地域に該当しない地域である場合の特例的な取扱いとして、特例省令を制定し、本年4月22日付けで施行されることとなりました。

当該省令の内容といたしましては、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）内に所在する基準該当サービス等の訪問看護のサービス事業所ごとに置くべき保健師、看護師または准看護師の員数は、常勤で1名以上とし、当該措置は平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間、適用されます。

なお、本件につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会の報告において、当該措置は東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきであるとしております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の地区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行について」の送付について

(老老発0422第1号 平23.4.22 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発0422第1号

平成23年4月22日

社団法人日本医師会会長

原中 勝征 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成23年4月22日付けで各都道府県知事宛て送付しましたので、お知らせいたします。

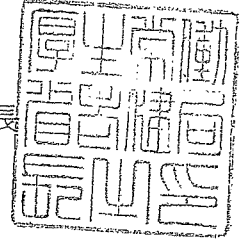
つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老発0422第1号
平成23年4月22日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備
及び運営に関する基準の施行について

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「基準省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 基準省令の内容

(1) 基準該当訪問看護の人員基準について（第1条第1項関係）

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護

師又は准看護師の員数は、常勤で1以上とすること。

(2) 当該措置の期間について (第1条第2項関係)

当該措置は、平成24年2月29日までの間において特定被災区域における災害救助法第2条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用すること。

(3) 基準該当訪問看護の設備及び運営に関する基準について (第2条関係)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) 第4章 (同令第60条の規定を除く。) の規定は、基準該当訪問看護の事業を行う事業所について準用すること。

2 施行期日

基準省令は、公布の日から施行することとしたこと。

〔省 令〕

- 総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令(総務三九)
- 登記事務委任規則等の一部を改正する省令(法務一五)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働五一)
- 旧薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五一)
- 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(同五三)
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二七)
- 中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令(経済産業二一)

〔告 示〕

- 天皇后后陛下は第六十二回全国植樹祭に御臨場になる件(宮内庁四)
- 写真機類卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を廃止した件(公正取引委・消費者庁一)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する件(総務一六〇)

- 除籍が滅失した件(法務二〇四)
- 不動産登記規則第三十六条第一項第一号等の規定に基づき登記所を指定する件(同二〇五)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件(同二〇六、二〇七)
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(外務一七一)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働一四四)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一四五)
- 薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件(同一四六)
- へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程の一部を改正する件(農林水産八四一)
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件の一部を改正する件(同八四二)

〔気象庁六〕

- 気象測器の型式を証明した件(氣象庁六)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき確認機関の名称を変更する件(海上保安庁九四)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき確認業務を行う事業場を変更する件(同九五)

- 海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛九三、九六)
- 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同九七)
- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同九八)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同九九)
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(東北地方整備局八六、八七)
- 道路に関する件(同八八、八九)
- 都市計画に関する件(中部地方整備局九七、九八)
- 道路に関する件(中国地方整備局八六、八九)
- 千代川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(同九〇)
- 道路に関する件(四国地方整備局四五、四六)
- 道路に関する件(九州地方整備局九〇、九二)
- 高速自動車国道に関する件(同九二)

〔国会事項〕

- 人事異動
- 内閣府 海上保安庁
- 皇室事項
- 官庁報告
- 官庁事項

- 労働 争議行為の通知の公表について(厚生労働省)
- 国家試験 薬剤師試験委員の公告(厚生労働省)
- 〔公 告〕 官庁 諸事項 適格機関投資家、押収物還付財団、司法書士・司法書士法人懲戒処分、鉱業法第一八九条関係 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係 特殊法人等 参議院共済組合定款の一部変更、出品預証書紛失に伴う証書の無効関係 地方公共団体 教育職員免許状失効関係 会社その他

○厚生労働省令第五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四
十一条第一項第一号並びに第七十四条第一項及び
第二項の規定に基づき、東日本大震災に対処する
ための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び
運営に関する基準を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項第一号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス(東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。)内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(病院又は診療所を除く。)ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。

2 前項の規定は、平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四章(同令第六十条の規定を除く。)の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

事務連絡
平成23年4月22日

各都道府県及び市町村等介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定にともなう実施上の留意点について

「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「基準省令」という。）」については、本日、公布・施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

第1 趣旨

被災地における訪問看護の提供については、既存の事業所を拠点とし、当該事業所に看護師を派遣することで、事業所規模の拡大を図り、訪問看護師の緊急事態に即応した迅速な対応をするなど、必要なサービスを確保することが重要である。

しかしながら、被災状況が地域により異なることから、サービスの柔軟な提供を可能にするため、①他の介護サービスと同様、既存の事業所の人員基準について柔軟な取扱いを可能にすること、②サテライト事業所の活用、③サービスの確保が著しく困難である離島その他一部の地域（以下「特例居宅介護サービス費対象地域」という。）における人員基準を満たさない場合のサービス提供などを可能としている。

本来は、こうした取扱いによりサービスを提供すべきであるが、今般の震災によって、新たにサテライト事業所の設立が困難であり、かつ、特例居宅介護サービス費対象地域に該当しない地域である場合の特例的な取扱いとして、特例省令を制定し、所要の措置を講じることとする。

第2 対象

東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において、基準該当サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（以下、基準該当訪問看護サービス）として、市町村が必要と認めた場合に限り、特例居宅介護サービス費を支給することができることとする。

第3 期間

平成24年2月29日までの間において、災害救助法による救助の実施状況等を勘案して厚生労働大臣が定める日までの期間に限る。

第4 人員・設備・運営に関する基準について

1 人員に関する基準

① 員数

基準該当サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う者（基準該当訪問看護事業者）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は常勤で1名以上とする。

② 管理者

基準該当訪問看護事業者は、常勤、専従の管理者をおかなければならない。また、管理者は、保健師又は看護師でなければならない。

2 設備、運営に関する基準

基準該当訪問看護事業者の設備、運営に関する基準については、指定訪問看護事業所の基準と同様である。

第5 特例居宅介護サービス費の額について

特例居宅介護サービス費の額は、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第2項において、居宅介護サービス費の額を基準として市町村が定めることとされているが、基準該当訪問看護は、指定訪問看護事業者が満たすべき基準の全てを満たすことができない事業者によって行われることに鑑み、居宅介護サービス費の額を超えることは適当でない。

なお、特例居宅介護サービス費の支給に当たっては、居宅要介護被保険者に対して償還払することが原則であるが、あらかじめ市町村と基準該当訪問看護事業者との間で代理受領の契約を行った上で、利用者から委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いが可能である。

第6 基準該当訪問看護事業者の登録

1 基本的考え方

居宅要介護被保険者が基準該当訪問看護を利用した場合に支給される特例居宅介護サービス費については、居宅要介護被保険者の給付申請に基づき、市町村がそのサービス提供に至る手続き等を確認するとともに、サービス内容を審査した上で支払われることが原則である。

しかしながら、被災地においてこうしたサービスを安定的に供給するためには、基準省令に規定する基準を満たす事業者であって、当該市町村で繰り返しサービスを提供することが想定されるものについて、あらかじめ登録を行っておくことが適当である。

なお、登録に当たっては、以下に掲げる事項の提出を求めることが望ましい。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (3) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し
- (4) その他登録に関し市町村が必要と認める事項

（※例 運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態等）

2 厚生労働省への情報提供

市町村は、別添様式の内容について、厚生労働省へ情報提供すること。

別添 営業月ごとに提出をして下さい。

1. 基準該当訪問看護サービス費の支給事業所

申請者名			
代表者名		代表者の住所	
事業所名		事業所の住所	
保健師・看護師数	実人員数()人	常勤換算数※()人	
准看護師数	実人員数()人	常勤換算数※()人	
営業日		営業時間	
登録年月日		事業開始年月日	
基準該当事業所番号			

※従事者の1週間の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(1週間の時間数が32時間を下回る場合は32時間)を除いた値とする。

2. 基準該当訪問看護サービス費の支給事業所による提供サービス

営業日数

月中

日

	サービス受給者実人員数	サービス利用延回数		算定実人員数				費用 (保険請求額及び利用者負担額の合計を記載)
		日中 (8時～18時)	夜間・深夜・早朝 (18時～8時)	緊急時訪問看護加算 (相当)注①	特別管理加算 (相当)注②	ターミナルケア加算 (相当)注③	その他の加算 ()注④	
要介護1	人	回	回	人	人	人	人	円
要介護2	人	回	回	人	人	人	人	円
要介護3	人	回	回	人	人	人	人	円
要介護4	人	回	回	人	人	人	人	円
要介護5	人	回	回	人	人	人	人	円

注① 利用者等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、必要に応じて訪問看護を提供できる体制を評価した訪問看護費における「緊急時訪問看護加算」に類する加算を含む。

注② 気管カニューレ、ドレーンチューブ、留置カテーテルを使用している状態などの者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合を評価した訪問看護費における「特別管理加算」に類する加算を含む。

注③ 24時間連絡が取れる体制等にあり、在宅で死亡した利用者について、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合等の評価した訪問看護費における「ターミナルケア加算」に類する加算を含む。

注④ 市町村が独自に定めた加算等がある場合には()内に名称を記載し、複数ある場合には用紙をコピーし記入して下さい。